敦賀市内 教育・保育施設／地域型保育事業一覧

(事)・・・事業所内保育事業 (小)・・・小規模保育事業

施設名		定員	所在地	電話番号	入園可能年齢	特別保育
公立	気比保育園	60	蓬莱町	22-1312	6か月～	延長
公立	黒河保育園	100	御 名	22-1147	6か月～	延長
公立	つるが保育園※	60	舞崎町	23-5510	6か月～	一時・延長
公立	粟野保育園※	100	莇生野	25-0320	6か月～	延長
公立	櫛川保育園※	100	櫛 川	25-1210	6か月～	延長
公立	三島保育園※	120	三島町3	25-4813	8週間～	延長
公立	櫛林保育園※	130	櫛 林	25-7540	6か月～	延長
公立	中郷保育園	150	岡山町2	25-7900	6か月～	延長
公立	東郷保育園	50	谷 口	25-4761	6か月～	延長
公立	沓見保育園	60	沓 見	25-4762	2歳児～	延長
私立	晴明保育園	30	相生町	22-1460	8週間～	一時・延長
私立	松乃栄保育園	90	松栄町	23-0320	6か月～	延長
私立	藤ヶ丘保育園	50	藤ケ丘町	25-8854	8週間～	延長
私立	つくしんぼ保育園	80	公文名	25-8547	8週間～	延長
私立	中郷西保育園	90	古田刈	24-5270	8週間～	一時・延長 休日
私立	松原保育園	110	松原町	22-0854	8週間～	一時・延長
私立	木崎保育園	110	木 崎	23-3710	6か月～	一時・延長
私立	金山保育園	90	桜ケ丘町	22-2191	8週間～	一時・延長
私立	きらきらほいくえん(小)	19	若葉町1	22-6447	8週間～2歳児	一時・延長
私立	げんきっこほいくえん(小)	19	櫛 川	47-6696	8週間～2歳児	一時・延長
私立	さくら保育所(事)	19	野 坂	25-1627	8週間～2歳児	延長

○さくら保育所は地域枠のみの受付になります。

敦賀医療センターに勤務されている方(従業員枠)・・・敦賀医療センターにお問い合わせください。
敦賀医療センターに勤務されていない方(地域枠)・・・従業員枠の申込状況によっては、受入ができない場合があります。

○「※」の保育園は、卒園までに統廃合により施設の場所等が変わる可能性があります。

○事業所内保育事業と小規模保育事業の3園については、卒園後の受け入れ先として、下記のとおり連携施設を設けています。

・きらきらほいくえん：粟野保育園
・げんきっこほいくえん：櫛川保育園
・さくら保育所：金山保育園・櫛林保育園

第1希望が認定こども園(保育部)の方へ

※入園申込書等の書類は保育課に提出してください。(一部の書類については、各認定こども園に提出)

※市役所等での書類配布はしませんので、都合の悪い場合は、直接園にご相談ください。 (認)…認定こども園

施設名		定員	所在地	電話番号	入園可能年齢	特別保育	面接日	面接時間
私立	さみどり保育園(認)	90	本町1	22-1000	8週間～	一時・延長 休日	10月18日(金)	9:30～11:00
私立	新和さみどり保育園(認)	180	新和町1	20-0200	8週間～	一時・延長	10月22日(火)	9:30～11:00
私立	早翠幼稚園(認)	45	本町1	21-1000	2歳児～	延長	10月17日(木)	15:00～16:00
私立	第二早翠幼稚園(認)	245	市野々1	21-0002	10か月～	延長	10月16日(水)	14:30～17:00

裏面も必ずご確認ください。

必ずご確認ください！

1　提出書類は入園時点の状況を記入してください

・入園日時点の就労等の状況が、申込み時の内容と異なる場合、変更内容によっては入園取り消しとなり、再度申込書の提出が必要となります。変更が生じる場合は、保育課へご連絡ください。
必ず、**入園時点の状況について正しく**申請してください。

2　産休・育休復帰で申込みをされる方へ

・産休・育休復帰による年度途中での入園申込みとは、現在の職場へ復帰することを前提に、途中入園の予約をするものです。
・状況が変わる場合（復職日が前後する等）、速やかに保育課までご連絡ください。
その場合、保育園の都合などにより、入園を希望日に変更できないことがあります。

・育休復帰で申請したが退職して就労の実態がない、入園時点の就労時間が申込み時より短くなる等、自己都合で状況が変わり、入園取り消しとなる方が毎年見受けられますので、ご注意ください。
※自己都合でやむを得ず変更が生じる場合は、再度申込書の提出が必要となりますので、保育課へご連絡ください。
例　令和7年9月1日にA社の育休が明けるため入園の申込みを行い、B保育園の入園が決定したが、令和7年3月末でA社を退社（自己都合）し、令和7年5月1日からA社と同じ勤務時間でC社に勤務することとなった場合
→**B保育園の入園は取り消しとなり、再度、入園の申込みが必要となります。**

3　0歳児～2歳児の申込みをされる方へ

・0歳児、1歳児、2歳児については受入定員が非常に少ないため、第3希望までのいずれの園にも入園できない場合や就労状況等によっては4月に入園可能な園をご紹介できない場合がございます。そのため、親族の方にお子様を保育いただけないか事前に相談したり、育児休業の延長を検討するなどのご協力をお願いいたします。

育児休業の延長に係る証明書について　利用調整の結果、入園の見込みがない場合に、「保育の提供の見込みがないこと」を記載した証明書を発行することができます。
育児休業を延長される際に証明書が必要な方は、保育課(0770-22-8126)までご連絡ください。

4　申込み時点でまだ生まれていない児童の入園希望の方へ

・すべての提出書類において、申込み児童名を書く欄は**苗字**のみを記入してください。
・申込み児童の**生年月日は予定日を記入して「（予定）」と添え**てください。また、**個人番号の欄は空けて**おいてください。
・教育・保育給付認定申請書兼利用申込書に**出産予定日を必ず記入**してください。
・発育状況調査書の提出は不要です。

5　入園の希望について

・**第3希望までのいずれの園にも案内できない方のみ担当者から連絡**をさせていただきます。第3希望までの園に入園できる場合は、内定通知書でのお知らせとなります。希望園の変更や修正は申込み締め切りまでの申し出に限り、対応いたします。見学や保育方針、準備物などをよくご確認の上、お申込みください。
・提出いただいた申込み書類に記載の内容に基づき利用調整を行います。**記入やチェック欄の誤りにご注意ください。**